

高槻市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険被保険者が要支援又は要介護状態となることの予防、要支援又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）の例による。

(事業内容)

第3条 総合事業における事業の構成は、次の各号に定めるとおりとし、当該各号の事業内容は別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

イ 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(7) 介護予防訪問サービス

(i) 共生型訪問サービス

(ii) 生活援助訪問サービス

ロ 通所型サービス（第1号通所事業）

(7) 介護予防通所サービス

(i) 共生型通所サービス

(ii) 短時間通所サービス

ハ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(7) 介護予防ケアマネジメントA

(2) 一般介護予防事業

イ 介護予防把握事業

ロ 介護予防普及啓発事業

ハ 地域介護予防活動支援事業

ニ 一般介護予防事業評価事業

ホ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第4条 前条第1号に規定する第1号事業の対象者は、居宅要支援被保険者及び省令第140条の62の4第2号に規定する者（以下「事業対象者」という。）（以下「居宅要支援被保険者等」という。）とする。

2 前条第2号に規定する一般介護予防事業の対象者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者とその支援のための活動に携わる者とする。

(第1号事業の実施方法)

第5条 市長は、第1号事業について、市が直接実施するほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
- (3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助
(一般介護予防事業の実施方法)

第6条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
- (2) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助
(事業者の指定)

第7条 市長は、法第115条の45の3第1項の規定に基づき、第1号事業を適切に行うことができる者を指定し、当該指定に係る第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）を行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、別に市長が定めるところにより申請を行わなければならない。

3 指定の申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の指定をしてはならない。

- (1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、市長が別に定める基準及び員数を満たしていないとき。
- (2) 申請者が、市長が別に定める指定第1号事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのものであるとき。
- (4) 申請者が、法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等にに限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の9又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役

又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者又は指定第1号事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者又は指定第1号事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者又は指定第1号事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして省令第140条の16で定めるものに該当する場合を除く。

- (8) 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもののうち、当該申請者と省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法第115条の9又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者又は指定第1号事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者又は指定第1号事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者又は指定第1号事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして省令第140条の16で定めるものに該当する場合を除く。
- (9) 申請者が、法第115条の9又は法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第115条の5第2項の規定又は第11条第2項の規定による指定介護予防サービス又は指定第1号事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の7第1項又は法第115条の45の7の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の9又は法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第115条の5第2項又は第11条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (ii) 第9号に規定する期間内に法第115条の5第2項又は第11条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業

所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号から第7号まで又は第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (14) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号から第6号まで、第8号又は第10号から第13号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (15) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号から第7号まで又は第10号から第13号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (16) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号から第6号まで、第8号又は第10号から第13号までのいずれかに該当する者であるとき。

（指定の更新）

第8条 省令第140条の63の7の規定に基づき、前条第1項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

（共生型第1号事業者の特例）

第8条の2 共生型訪問サービス及び共生型通所サービスに係る事業所について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定（当該事業所により行われる第1号事業の種類に応じて高槻市長が定める種類の同法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる第1号事業の種類に応じて高槻市長が定める種類の障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る第7条第1項の申請があった場合において、当該者が遵守すべき基準については、別に定めるところによる。ただし、申請者が、高槻市長が定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項に規定する者であって、同項の申請に係る第7条第1項本文の指定を受けたものから、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について同法第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第46条第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったときは、当該指定に係る指定第1号事業について、第9条の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

（変更の届出等）

第9条 第7条の規定により市長が指定する者（以下、「指定第1号事業者」という。）は、当該指定に

係る事業所の名称及び所在地その他市長が別に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定第1号事業を再開したときは、市長が定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 指定第1号事業者は、当該指定第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、市長が定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定拒否)

第10条 指定事業者の指定については、事業所が第7条に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(公示)

第10条の2 市長は、次に掲げる場合には、当該指定事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の名称及び所在地、指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあってはその年月日、指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあってはその内容及びその期間並びにサービスの種類を公示する。

- (1) 法第115条の45の3第1項本文の指定をしたとき。
- (2) 第9条第2項の規定による事業の廃止の届出があったとき。
- (3) 法第115条の45の9第1項の規定により法第115条の45の3第1項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(第1号事業支給費の支給)

第11条 市長は、第1号事業については法第115条の45の3第1項から第3項までの規定により第1号事業に要した費用の支給（以下「第1号事業支給費」という。）を指定事業者に支払うことにより行うものとする。

- 2 第1号事業支給費の額は市長が別に定めるところによる。

(利用料)

第12条 第1号事業の利用者は、法第115条の45第5項及び省令第140条の63の規定に基づき、市長が別に定める基準に基づく利用料を負担しなければならない。

- 2 第1号事業の実施の際に、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。
- 3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が指定事業者に直接納付するものとする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第13条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第1項の規定に基づき省令が定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の支給限度額を一体的に算定するものとする。

- 2 事業対象者の第1号事業支給費に係る支給限度額は、要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることはできない。
- 3 一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者等に係る前2項の支給限度額については、法の例によるものとし、その場合の事業対象者については要支援1と認定された者に準ずるものとする。
- 4 支給限度額の算入対象となるサービスは、第1号事業の内、第1号訪問事業及び第1号通所事業の各サービスとする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第14条 市長は、災害その他特別の事情があることにより、居宅要支援被保険者または事業対象者が必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する割合は、居宅介護サービス費等の額の特例の取扱に関する要綱(以下、「特例減免要綱」という。)第2条の規定を準用する。

3 特例減免要綱に規定する介護予防給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第15条 市長は、指定事業者による事業の利用により生じた利用者負担額が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給することができるものとする。

2 前項の規定による事業費の支給にあたっては、法第61条に定める規定を準用する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第16条 市長は、指定事業者による事業の利用により生じた利用者負担額及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給することができるものとする。

2 前項の規定による事業費の支給にあたっては、法第61条の2に定める規定を準用する。

(文書の提出等)

第17条 市長は、第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該第1号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第1号事業支給費の支給に係る第1号事業を担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(指導)

第18条 市長は、高槻市総合事業の適切かつ有効な実施のため、高槻市総合事業を実施するものに対して指導を行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施日以後における指定事業者の指定その他この要綱を実施するため必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。

3 本則第8条の規定に関わらず、平成29年4月1日以降において、訪問介護と第1号訪問事業、通所介護、地域密着型通所介護と第1号通所事業又は第1号事業とその他の第1号事業を一体的に運営する事業者にあつては、当該第1号訪問事業及び第1号通所事業の指定有効期間は、それぞれ当該一体的に運営する訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護又は第1号事業の指定有効期間の残存期間とする。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施日以後における指定事業者の指定その他この要綱を実施するため必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施日以後における指定事業者の指定その他この要綱を実施するため必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月11日から実施し、平成30年6月1日より適用する。

別表第1（第3条関係）

事業構成	事業名称	事業内容	
介護予防・生活支援サービス事業 （第1号事業）	訪問型サービス （第1号訪問事業）	介護予防訪問サービス	有資格の訪問介護員による身体介護・生活援助サービス
		共生型訪問サービス	障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業者による、訪問サービス（ただし、利用者が65歳に達した日の前日において利用していた場合に限る）
		生活援助訪問サービス	市が別に定める研修を受講した者等による生活援助に特化したサービス
	通所型サービス （第1号通所事業）	介護予防通所サービス	入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援及び身体機能の向上のための機能訓練等の通所サービス
		共生型通所サービス	障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業者による、通所サービス
		短時間通所サービス	2時間から3時間程度で実施する、生活機能向上のための通所サービス
	介護予防ケアマネジメント （第1号介護予防支援事業）	介護予防ケアマネジメントA	対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスや事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
		介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布とともに、健康教育、健康相談等の取組みを通じて、介護予防に資する活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業		介護予防活動に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の支援等を行う	

	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況を検証し、一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図る
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を推進する